1 不動産登記制度の見直し

相続登記の申請の義務化 令和6年4月1日施行



どうして相続登記の申請が義務化されるの?

相続が発生してもそれに伴って相続登記がされない原因として、①これまで相続登記の申請は任意とされており、かつ、その申請をしなくても相続人が不利益を被ることが少なかったこと、②相続した土地の価値が乏しく、売却も困難であるような場合には、費用や手間を掛けてまで登記の申請をする意欲がわきにくいことが指摘されています。

そのため、相続登記の申請を義務化することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

相続登記の申請義務についてのルール

A 基本的なルール

相続(遺言も含みます。) によって不動産を取得した相続人は、 その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続 登記の申請をしなければならないこととされました。 「被相続人の死亡を知った日」からではないから、不動産を取得したことを知らなければ3年の期間はスタートしないよ!



B 遺産分割が成立した時の追加的なルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、<mark>遺産分割が成立した日から</mark> **3年以内**に、その内容を踏まえた登記を申請しなければならないこととされました。

A・Bともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

相続人申告登記 令和6年4月1日施行



相続登記の申請って大変じゃないの?

不動産を所有している方が亡くなった場合、その相続人の間で遺産分割の話し合いがまとまるまでは、全ての相続人が法律で決められた持分(法定相続分)の割合で不動産を共有した状態になります。

この共有状態を反映した相続登記を申請しようとする場合、法定相続人の範囲や法定相続分の割合を確定しなければならないため、全ての相続人を把握するための資料 (戸籍謄本など) の収集が必要となります。

そこで、より簡易に相続登記の申請義務を履行することができるようにする仕組みが新たに設けられました。

新しく「相続人申告登記」が設けられました

①登記簿上の所有者について相続が開始したことと、②自らがその相続人であることを登記官に申し出ることで、相続登記の申請義務 (上記A)を履行することができます。

この申出がされると、申出をした相続人の氏名・住所等が登記されますが、 持分の割合までは登記されないので(※)、全ての相続人を把握するための資料は 必要ありません(自分が相続人であることが分かる戸籍謄本等を提出すればOK)。 一人の相続人が相続人 全員分をまとめて申出を することも できるよ。

※相続によって権利を取得したことまでは公示されないので、相続人申告登記は従来の相続登記とは全く異なるものです。

所有不動産記録証明制度 令和8年4月までに施行



親の不動産がどこにあるかはどうやって調べたらいいの?

登記官において、特定の被相続人(亡くなった親など)が登記簿上の所有者として記録されている不動産を一覧的にリスト化し、証明する制度が新たに設けられました。

住所等の変更登記の申請の義務化 令和8年4月までに施行



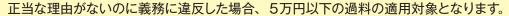
どうして住所等の変更登記の申請が義務化されるの?

登記簿上の所有者の氏名や住所が変更されてもその登記がされない原因として、①これまで住所等の変更登記の申請 は任意とされており、かつ、その申請をしなくても所有者自身が不利益を被ることが少なかったこと、②転居等の度にその 所有不動産について住所等の変更登記をするのは負担であることが指摘されています。

そこで、住所等の変更登記の申請を義務化することで、所有者不明土地の発生を予防しようとしています。

住所等の変更登記の申請義務についてのルール

登記簿上の所有者については、その住所等を変更した日から2年以内に住所等の変更登記 の申請をしなければならないこととされました。





他の公的機関との情報連携・職権による住所等の変更登記 今和8年4月までに施行



住所等が変わったら不動産登記にも反映されるようにならないの?

他の公的機関との情報連携により職権で登記がされるようになります

住所等の変更登記の手続の簡素化・合理化を図る観点から、登記官が 他の公的機関から取得した情報に基づき、職権で住所等の変更登記を する仕組みが導入されます。

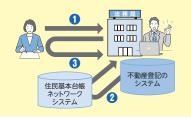
ただし、自然人(個人)の場合には、住基ネットからの情報取得に必要な 検索用情報(生年月日など)を提供していただく必要があります。また、 変更登記がされるのは、本人の了解があるときに限られます。

個人の場合は 住基ネット、 法人の場合は 商業・法人登記の システムと 連携するよ!



自然人(個人)の場合

- 検索用情報の提供
- ② 法務局側で定期的に住基 ネットを検索
- 3 住所等の変更があれば本人 の了解を得て、職権で変更 登記



法人の場合

- 商業・法人登記上 で住所等に変更が あれば不動産登記 システムに通知
- 2 職権で変更登記





DV被害者等の保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例

DV被害等を受けていて不動産登記簿上に住所を 公開されたくないときは、どうすればいいの?



DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法上の 被害者等を対象に、対象者が載っている登記事項証明書等 を登記官が発行する際には、現住所に代わる事項を記載 する制度が設けられました(本人からの申出が必要です。)。

令和6年4月1日施行

委任を受けた弁護士等の 事務所や支援団体等の 住所、法務局の 住所などが想定 されているよ!